

Press Release

平成 31 年 1 月 24 日

【照会先】

<雇用保険関係>

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

課長補佐 田中 広秋

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5761)

(直通電話) 03 (3502) 6771

<労災保険関係>

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 尾崎 美弥子

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5591)

(直通電話) 03 (3502) 6292

<船員保険関係>

保険局 保険課

課長 安藤 公一

課長補佐 市川 聡

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 3243)

(直通電話) 03 (3595) 2556

<事業主向け助成金関係>

職業安定局 雇用開発部 雇用開発企画課

課長 河野 恭子

課長補佐 占部 亮

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5816)

(直通電話) 03 (3502) 1718

報道関係者 各位

雇用保険、労災保険等を現在受給中の方に対する 再計算後の額による給付の実施について

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことによる雇用保険、労災保険等の追加給付については、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定していますが、今般、雇用保険、労災保険、船員保険等の追加給付に関し、まず、現に受給中の方については、今後新たに支給が行われる分について、3月から順次6月までに再計算した金額での支給を開始する予定といたしました。

具体的には、以下のとおりです。

1 再計算後の額による給付の実施予定

(1) 雇用保険関係

- ・ 雇用保険給付を現に受給中の方について、準備を整えた上で、3月中に、その日以後失業していた日について支給する際は、再計算した金額での支給を開始する予定としています。
- ・ 労働施策総合推進法の就職促進手当を現に受給中の方について、3月中に、その日以後の支給決定については再計算した金額での支給を開始する予定としています。

(2) 労災保険関係

- ・ 労災保険の今後新たに支給が行われる分について、支給額の再計算の結果、支給額が多くなる方には、
 - － 労災年金については4・5月分から（6月支払）
 - － 休業（補償）給付については4月分の休業から再計算した金額での支給を開始する予定としています。
労災年金について再計算した金額での支給が必要な方には、労働基準監督署に登録された連絡先に、4月にお手紙により御連絡する予定ですので、しばらくお待ちください。

(3) 船員保険関係

- ・ 現在職務上災害に係る障害年金や遺族年金を受給中の方について、支給額の再計算の結果、支給額が多くなる方には、支給額を改定する通知を送付した上で、4月中旬に、現在利用中の口座に追加給付を行う予定としています。

(4) 事業主向け助成金

- ・ 雇用調整助成金について、現に支給期間中の事業主の方については、3月中に、その日以後の支給決定については再計算した金額で支給を開始する予定としています。

※ (1)～(4)について、過去に受給したことがあり、現在は受給が終わっている方の分を含めて、既に支給が行われた分については、現住所の把握や他の給付との併給調整の精査等の追加作業が必要なことから、作業スケジュールの検討に今しばらく時間をいただきたいと思えます。できる限り速やかにスケジュールをお示しできるよう努力します。

2 ホームページのご案内

- ・ 追加給付に関する情報は、
 - － 厚生労働省ホームページ
 - － 全国健康保険協会船員保険部及び日本年金機構ホームページ（船員保険関係）に掲載しています。FAQも更新しましたのでご覧ください。
[こちらをご覧ください](#)

◎ 本件に関して、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話することはありませんので、これらをかたる電話があった場合はご注意ください。また、これらをかたる郵便物にご注意ください。御不明の点は追加給付専用ダイヤルまでお問い合わせください～各保険ごと以下の番号で対応中～★0120-952-807（雇用）、★0120-952-824（労災）、★0120-843-547（船員）